

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

（高速自動車国道との連結の制限）
第十一条次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。
二・三道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設
（略）